

# 議案書

【議案】

[令和5年度第5回理事会]

番号	件名	ページ
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出補正予算について	資料1
議案第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業計画について	資料2
議案第3号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度会計収入支出予算について	説明資料 資料3-1 資料3-2
議案第4号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の変更について	7
議案第5号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について	8
議案第6号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	10
議案第7号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	11
議案第8号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	12
議案第9号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について	13
議案第10号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について	17
議案第11号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程の一部改正について	18
議案第12号	法人の設置経営する施設の長及び重要な職員の選任について	20
議案第13号	役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について	21
議案第14号	令和5年度第3回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について	23

【報告】

番号	件名	ページ
報告第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について	25
報告第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について	26



令和6年3月19日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会  
会 長 小山 登代子

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出補正予算について

資料1のとおり



令和6年3月19日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会  
会 長 小山 登代子

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業計画について

資料2のとおり



令和6年3月19日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会  
会 長 小山 登代子

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度会計収入支出予算について

説明資料及び資料3-1、3-2のとおり



議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の変更について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の一部を次のように変更する。

<変更理由>

- 1 事業廃止及び新規事業の開始に伴い、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款（案）新旧対照表

現 行	変更案
第1条～第44条〔略〕  第11章 公益を目的とする事業  (種別) 第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 居宅介護支援事業 (2) 要介護認定調査事務受託事業 <u>(3) 熊本市生活困窮者自立相談支援事業</u> <u>(4) 熊本市生活困窮者家計相談支援事業</u> <u>(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</u> <u>(6) 住宅確保要配慮者支援事業</u>  第46条～第52条〔略〕	第1条～第44条〔略〕  第11章 公益を目的とする事業  (種別) 第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) 居宅介護支援事業 (2) 要介護認定調査事務受託事業 <u>(3) 介護保険法に基づく介護予防支援事業</u>  <u>(4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</u> <u>(5) 住宅確保要配慮者支援事業</u>  第46条～第52条〔略〕

令和6年3月19日  
 社会福祉法人  
 熊本市社会福祉協議会  
 会長 小山 登代子

議案第5号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部を次のように改正する。

<改正理由>

本会職員の給与等の改定をするため、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会職員給与規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第26条〔略〕</p> <p>(期末手当)            第26条第1項～第3項〔略〕</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100            (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80            (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60            (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第5項～第7項〔略〕</p> <p>(勤勉手当)            第27条第1項～第3項〔略〕</p> <p>4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の総額は、第1項</p>	<p>第1条～第26条〔略〕</p> <p>(期末手当)            第26条第1項～第3項〔略〕</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<b>100分の120を乗じて得た額</b>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100            (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80            (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60            (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第5項～第7項〔略〕</p> <p>(勤勉手当)            第27条第1項～第3項〔略〕</p> <p>4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の総額は、第1項</p>

及び第2項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第5項～第8項〔略〕

第27条の2～第30条〔略〕

別表第2（第3条関係）  
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給料表

別表第12（第21条の4関係）  
資格手当一覧表

資格名	手当の月額
社会福祉士	8,000円
介護福祉士	5,000円
介護支援専門員	8,000円
正看護師	8,000円
准看護師	5,000円
管理栄養士	5,000円
栄養士	3,000円

及び第2項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第5項～第8項〔略〕

第27条の2～第30条〔略〕

別表第2（第3条関係）  
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給料表  
**（別添資料のとおり給料表を改正）**

別表第12（第21条の4関係）  
資格手当一覧表

資格名	手当の月額
社会福祉士	8,000円
介護福祉士	5,000円
<b><u>主任介護支援専門員</u></b>	<b><u>10,000</u></b>
介護支援専門員	8,000円
正看護師	8,000円
准看護師	5,000円
管理栄養士	5,000円
栄養士	3,000円

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

本会有期雇用嘱託職員の給与等の改定をするため、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行							改 正 案						
第1条～第15条〔略〕							第1条～第15条〔略〕						
(期末手当)							(期末手当)						
第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。							第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。						
2 期末手当の額は、報酬月額に、 <u>6月に支給する</u> 場合においては100分の130、12月に支給する場合においては、 <u>100分の130</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。							2 期末手当の額は、報酬月額に、 <b>100分の125</b> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。						
(1) 6箇月 100分の100							(1) 6箇月 100分の100						
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80							(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80						
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60							(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60						
(4) 3箇月未満 100分の30							(4) 3箇月未満 100分の30						
第17条～第27条〔略〕							第17条～第27条〔略〕						
別表第1～別表第3〔略〕							別表第1～別表第3〔略〕						
別表第4（第15条関係）							別表第4（第15条関係）						
号給	報 酬 月 額						号給	報 酬 月 額					
	法人事業職		訪問介護員		ケアマネジャー職			法人事業職		訪問介護員		ケアマネジャー職	
	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)		短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)
1号給	121,200	156,600	125,800	162,600	132,500	171,200	1号給	124,200	160,500	129,400	167,200	136,100	175,800
2号給	122,100	157,800	127,200	164,400	134,400	173,700	2号給	125,100	161,700	130,800	169,000	138,000	178,300
3号給	123,000	159,000	128,600	166,200	136,400	176,200	3号給	126,300	163,200	132,200	170,800	139,900	180,800
4号給	124,400	160,800	130,600	168,700	137,800	178,000	4号給	127,800	165,200	134,100	173,300	141,300	182,600
5号給	125,800	162,600	132,500	171,200	139,200	179,800	5号給	129,400	167,200	136,100	175,800	142,700	184,400
6号給	127,200	164,400	134,400	173,700	140,500	181,600	6号給	130,800	169,000	138,000	178,300	144,100	186,200
7号給	128,600	166,200	136,400	176,200	141,900	183,400	7号給	132,200	170,800	139,900	180,800	145,500	188,000
8号給	130,600	168,700	137,800	178,000	143,300	185,200	8号給	134,100	173,300	141,300	182,600	146,800	189,700
9号給	132,500	171,200	139,200	179,800	144,700	187,000	9号給	136,100	175,800	142,700	184,400	147,800	191,000
10号給	134,400	173,700	140,500	181,600	146,100	188,800	10号給	138,000	178,300	144,100	186,200	148,800	192,200
11号給	136,400	176,200	141,900	183,400	147,500	190,600	11号給	139,900	180,800	145,500	188,000	149,400	193,000
12号給	137,800	178,000	143,300	185,200	148,700	192,100	12号給	141,300	182,600	146,800	189,700	150,500	194,500
13号給	139,200	179,800	144,700	187,000	149,800	193,600	13号給	142,700	184,400	147,800	191,000	151,700	196,000

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

愉和荘有期雇用嘱託職員の給与等の改定をするため、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行		改正案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第1条～第15条〔略〕		第1条～第15条〔略〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(期末手当)		(期末手当)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。		第16条 期末手当は、職員給与規程第26条第1項から第3項を準用し支給する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2 期末手当の額は、報酬月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては、100分の130</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、報酬月額に、 <b>100分の125</b> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(1) 6箇月 100分の100		(1) 6箇月 100分の100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80		(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60		(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(4) 3箇月未満 100分の30		(4) 3箇月未満 100分の30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第17条～第29条〔略〕		第17条～第29条〔略〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別表第1～別表第4〔略〕		別表第1～別表第4〔略〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別表第5（第15条関係）		別表第5（第15条関係）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号給</th> <th colspan="8">報酬月額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事務補助</th> <th colspan="2">支援員</th> <th colspan="2">調理補助</th> <th colspan="2">調理師</th> <th colspan="2">正看護師</th> <th colspan="2">准看護師</th> </tr> <tr> <th></th> <th>短時間勤務 (6時間)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>短時間勤務 (6時間)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号給</td><td>121,200</td><td>156,600</td><td>125,800</td><td>162,600</td><td>162,600</td><td>171,200</td><td>205,000</td><td>187,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2号給</td><td>122,100</td><td>157,800</td><td>127,200</td><td>164,400</td><td>164,400</td><td>173,700</td><td>206,200</td><td>188,800</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3号給</td><td>123,000</td><td>159,000</td><td>128,600</td><td>166,200</td><td>166,200</td><td>176,200</td><td>207,400</td><td>190,600</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4号給</td><td>124,400</td><td>160,800</td><td>130,600</td><td>168,700</td><td>168,700</td><td>178,000</td><td>208,600</td><td>192,100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5号給</td><td>125,800</td><td>162,600</td><td>132,500</td><td>171,200</td><td>171,200</td><td>179,800</td><td>209,800</td><td>193,600</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6号給</td><td>127,200</td><td>164,400</td><td>134,400</td><td>173,700</td><td>173,700</td><td>181,800</td><td>211,000</td><td>195,100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7号給</td><td>128,600</td><td>166,200</td><td>136,400</td><td>176,200</td><td>176,200</td><td>183,400</td><td>212,200</td><td>196,600</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8号給</td><td>130,600</td><td>168,700</td><td>137,800</td><td>178,000</td><td>178,000</td><td>185,200</td><td>213,200</td><td>198,100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9号給</td><td>132,500</td><td>171,200</td><td>139,200</td><td>179,800</td><td>179,800</td><td>187,000</td><td>214,200</td><td>199,600</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10号給</td><td>134,400</td><td>173,700</td><td>140,500</td><td>181,600</td><td>181,600</td><td>188,800</td><td>215,200</td><td>201,100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11号給</td><td>136,400</td><td>176,200</td><td>141,900</td><td>183,400</td><td>183,400</td><td>190,600</td><td>216,200</td><td>202,600</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12号給</td><td>137,800</td><td>178,000</td><td>143,300</td><td>185,200</td><td>185,200</td><td>192,100</td><td>217,200</td><td>203,800</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13号給</td><td>139,200</td><td>179,800</td><td>144,700</td><td>187,000</td><td>187,000</td><td>193,600</td><td>218,200</td><td>205,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		号給	報酬月額								事務補助		支援員		調理補助		調理師		正看護師		准看護師			短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	1号給	121,200	156,600	125,800	162,600	162,600	171,200	205,000	187,000					2号給	122,100	157,800	127,200	164,400	164,400	173,700	206,200	188,800					3号給	123,000	159,000	128,600	166,200	166,200	176,200	207,400	190,600					4号給	124,400	160,800	130,600	168,700	168,700	178,000	208,600	192,100					5号給	125,800	162,600	132,500	171,200	171,200	179,800	209,800	193,600					6号給	127,200	164,400	134,400	173,700	173,700	181,800	211,000	195,100					7号給	128,600	166,200	136,400	176,200	176,200	183,400	212,200	196,600					8号給	130,600	168,700	137,800	178,000	178,000	185,200	213,200	198,100					9号給	132,500	171,200	139,200	179,800	179,800	187,000	214,200	199,600					10号給	134,400	173,700	140,500	181,600	181,600	188,800	215,200	201,100					11号給	136,400	176,200	141,900	183,400	183,400	190,600	216,200	202,600					12号給	137,800	178,000	143,300	185,200	185,200	192,100	217,200	203,800					13号給	139,200	179,800	144,700	187,000	187,000	193,600	218,200	205,000					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号給</th> <th colspan="8">報酬月額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事務補助</th> <th colspan="2">支援員</th> <th colspan="2">調理補助</th> <th colspan="2">調理師</th> <th colspan="2">正看護師</th> <th colspan="2">准看護師</th> </tr> <tr> <th></th> <th>短時間勤務 (6時間)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>短時間勤務 (6時間)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> <th>フルタイム勤務 (7時間45分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号給</td><td>124,200</td><td>160,500</td><td>129,400</td><td>167,200</td><td>167,200</td><td>175,800</td><td>207,000</td><td>191,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2号給</td><td>125,100</td><td>161,700</td><td>130,800</td><td>169,000</td><td>169,000</td><td>178,300</td><td>208,200</td><td>192,200</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3号給</td><td>126,300</td><td>163,200</td><td>132,200</td><td>170,800</td><td>170,800</td><td>180,800</td><td>209,300</td><td>193,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4号給</td><td>127,800</td><td>165,200</td><td>134,100</td><td>173,300</td><td>173,300</td><td>182,600</td><td>210,500</td><td>194,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5号給</td><td>129,400</td><td>167,200</td><td>136,100</td><td>175,800</td><td>175,800</td><td>184,400</td><td>211,700</td><td>196,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6号給</td><td>130,800</td><td>169,000</td><td>138,000</td><td>178,300</td><td>178,300</td><td>186,200</td><td>212,900</td><td>197,500</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7号給</td><td>132,200</td><td>170,800</td><td>139,900</td><td>180,800</td><td>180,800</td><td>188,000</td><td>214,100</td><td>198,900</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8号給</td><td>134,100</td><td>173,300</td><td>141,300</td><td>182,600</td><td>182,600</td><td>189,700</td><td>215,100</td><td>200,400</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9号給</td><td>136,100</td><td>175,800</td><td>142,700</td><td>184,400</td><td>184,400</td><td>191,000</td><td>216,100</td><td>201,900</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10号給</td><td>138,000</td><td>178,300</td><td>144,100</td><td>186,200</td><td>186,200</td><td>192,200</td><td>217,100</td><td>203,400</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11号給</td><td>139,900</td><td>180,800</td><td>145,500</td><td>188,000</td><td>188,000</td><td>193,000</td><td>218,100</td><td>204,600</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12号給</td><td>141,300</td><td>182,600</td><td>146,800</td><td>189,700</td><td>189,700</td><td>194,500</td><td>218,900</td><td>205,800</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13号給</td><td>142,700</td><td>184,400</td><td>147,800</td><td>191,000</td><td>191,000</td><td>196,000</td><td>219,900</td><td>207,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		号給	報酬月額								事務補助		支援員		調理補助		調理師		正看護師		准看護師			短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	1号給	124,200	160,500	129,400	167,200	167,200	175,800	207,000	191,000					2号給	125,100	161,700	130,800	169,000	169,000	178,300	208,200	192,200					3号給	126,300	163,200	132,200	170,800	170,800	180,800	209,300	193,000					4号給	127,800	165,200	134,100	173,300	173,300	182,600	210,500	194,500					5号給	129,400	167,200	136,100	175,800	175,800	184,400	211,700	196,000					6号給	130,800	169,000	138,000	178,300	178,300	186,200	212,900	197,500					7号給	132,200	170,800	139,900	180,800	180,800	188,000	214,100	198,900					8号給	134,100	173,300	141,300	182,600	182,600	189,700	215,100	200,400					9号給	136,100	175,800	142,700	184,400	184,400	191,000	216,100	201,900					10号給	138,000	178,300	144,100	186,200	186,200	192,200	217,100	203,400					11号給	139,900	180,800	145,500	188,000	188,000	193,000	218,100	204,600					12号給	141,300	182,600	146,800	189,700	189,700	194,500	218,900	205,800					13号給	142,700	184,400	147,800	191,000	191,000	196,000	219,900	207,000																				
号給	報酬月額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	事務補助		支援員		調理補助		調理師		正看護師		准看護師																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1号給	121,200	156,600	125,800	162,600	162,600	171,200	205,000	187,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2号給	122,100	157,800	127,200	164,400	164,400	173,700	206,200	188,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3号給	123,000	159,000	128,600	166,200	166,200	176,200	207,400	190,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4号給	124,400	160,800	130,600	168,700	168,700	178,000	208,600	192,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5号給	125,800	162,600	132,500	171,200	171,200	179,800	209,800	193,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6号給	127,200	164,400	134,400	173,700	173,700	181,800	211,000	195,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7号給	128,600	166,200	136,400	176,200	176,200	183,400	212,200	196,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8号給	130,600	168,700	137,800	178,000	178,000	185,200	213,200	198,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9号給	132,500	171,200	139,200	179,800	179,800	187,000	214,200	199,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10号給	134,400	173,700	140,500	181,600	181,600	188,800	215,200	201,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11号給	136,400	176,200	141,900	183,400	183,400	190,600	216,200	202,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12号給	137,800	178,000	143,300	185,200	185,200	192,100	217,200	203,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13号給	139,200	179,800	144,700	187,000	187,000	193,600	218,200	205,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
号給	報酬月額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	事務補助		支援員		調理補助		調理師		正看護師		准看護師																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)	短時間勤務 (6時間)	フルタイム勤務 (7時間45分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1号給	124,200	160,500	129,400	167,200	167,200	175,800	207,000	191,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2号給	125,100	161,700	130,800	169,000	169,000	178,300	208,200	192,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3号給	126,300	163,200	132,200	170,800	170,800	180,800	209,300	193,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4号給	127,800	165,200	134,100	173,300	173,300	182,600	210,500	194,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5号給	129,400	167,200	136,100	175,800	175,800	184,400	211,700	196,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6号給	130,800	169,000	138,000	178,300	178,300	186,200	212,900	197,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7号給	132,200	170,800	139,900	180,800	180,800	188,000	214,100	198,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8号給	134,100	173,300	141,300	182,600	182,600	189,700	215,100	200,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9号給	136,100	175,800	142,700	184,400	184,400	191,000	216,100	201,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10号給	138,000	178,300	144,100	186,200	186,200	192,200	217,100	203,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11号給	139,900	180,800	145,500	188,000	188,000	193,000	218,100	204,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12号給	141,300	182,600	146,800	189,700	189,700	194,500	218,900	205,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13号給	142,700	184,400	147,800	191,000	191,000	196,000	219,900	207,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

無期雇用嘱託職員の給与等の改定をするため、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第18条 略</p> <p>(期末手当)            第19条 無期嘱託職員の期末手当は、<u>6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の130</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。</p> <p>(勤勉手当)            第20条 無期嘱託職員の勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の37.5</u>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。</p> <p>第21条～第31条 略</p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p>(期末手当)            第19条 無期嘱託職員の期末手当は、<b><u>基準日現在の給料月額に、100分の125</u></b>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。</p> <p>(勤勉手当)            第20条 無期嘱託職員の勤勉手当は、<b><u>基準日現在の給料月額に、100分の47.5</u></b>を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例による。</p> <p>第21条～第31条 略</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

本会再雇用職員等の取扱について改定をするため、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 〔略〕</p> <p>(給料月額)</p> <p>第2条 再雇用職員等の給料月額は、<u>社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程</u>（以下「職員給与規程」という。）別表第2に定める、職員区分の内、再雇用職員の1級から4級を適用し別表第1に定める級の額とする。</p> <p>(諸手当)</p> <p>第3条 再雇用職員等に対する手当は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に定める範囲内において手当を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 再雇用職員等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、6月に支給する場合には100分の65、12月</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p>(給料月額)</p> <p>第2条 再雇用職員の給料月額は、<b><u>別表第1により決定し、60歳時の基本給の100分の70とする。</u></b></p> <p><b><u>2 再雇用職員のうち、短時間勤務を選択した再雇用職員の給与月額は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第2に定める、職員区分の内、再雇用職員の級を適用し別表第1に掲げる職務の級の100分の80とする。</u></b></p> <p><b><u>3 熊本市を退職し採用された職員については、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第2に定める、職員区分の内、再雇用職員の級を適用し別表第1により決定する。</u></b></p> <p>(諸手当)</p> <p>第3条 再雇用職員等に対する手当は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に定める範囲内において手当を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 再雇用職員等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、<b><u>100分の120</u></b>を乗じて得た額を支給する。</p>

に支給する場合には100分の80を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる2級以上の再雇用職員等については職務上の職責を考慮して別表第2掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。
- 3 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例に準じる。

(勤勉手当)

第5条 再雇用職員等の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の37.5を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例に準じる。

第6条 [略]

(年次有給休暇)

第7条 再雇用職員等には、その年度内において20日間の年次有給休暇を与える。

2 [略]

3 [略]

(退職手当制度の加入)

第8条 再雇用職員等は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会が加入する、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済に加入することができる。

- 2 退職手当支給等に関する事項については、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の退職手当に関する規程の例による。

第9条 [略]

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**ただし、短時間勤務を選択した再雇用職員等については、基準日現在の給料月額に、100分の67.5を乗じて得た額を支給する。**

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる5級職の再雇用職員等については職務上の職責を考慮して別表第2掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。
- 3 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例に準じる。

(勤勉手当)

第5条 再雇用職員等の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、100分の100を乗じて得た額を支給する。

**ただし、短時間勤務を選択した再雇用職員等については、基準日現在の給料月額に、100分の47.5を乗じて得た額を支給する。**

- 2 前項に掲げるもののほか、必要な事項については、職員給与規程の例に準じる。

第6条 [略]

(年次有給休暇)

第7条 再雇用職員等には、その年度内において20日間の年次有給休暇を与える。**ただし、短時間勤務を選択した再雇用職員については、年次有給休暇の付与は16日間とする。**

2 [略]

3 [略]

(退職手当制度の加入)

第8条 再雇用職員等は、**退職手当制度には加入しない。ただし、養護老人ホーム愉和荘の再雇用職員等については、**社会福祉法人熊本市社会福祉協議会が加入する、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済に加入することができる。

- 2 退職手当支給等に関する事項については、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の退職手当に関する規程の例による。

第9条 [略]

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員に関する取扱規程(平成31年4月1日施行)は廃止する。

3 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会の熊本市退職者職員給与規程(平成11年3月25日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員に関する取扱規程(平成31年4月1日施行)は廃止する。

3 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会の熊本市退職者職員給与規程(平成11年3月25日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間における、第2条、第3条、第4条、第5条の規定の適用については、次の表に掲げる期間の区分に応じ適用し、それ以外の期間は、暫定再雇用職員として適用する。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

3 暫定再雇用職員の期間における給与の月額は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第2に定める、職員区分の内、再雇用職員の級を適用し下記の表により決定する。

役 職	職務の級
主任主事級	3級
主事級	2級

4 暫定再雇用職員の期間における、諸手当については、通勤手当及び時間外勤務手当以外は支給しない。

5 暫定再雇用職員の期間における、期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、100分の67.5を乗じて得た額を支給する。

6 暫定再雇用職員の期間における、勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日現在の給料月額に、100分の47.5を乗じて得た額を支給する。

7 規定上の第2条、第4条、第5条については、令和5年3月31日以前に、再雇用職員となった者については、適用しない。

8 熊本市を退職し採用された職員についても、給与月額以外は同様の取扱いとする。

別表第1(第2条関係)

役職	職務の級
参与	4級
事務局長・施設長	3級
課長級	2級
一般職員	1級

別表第2(第4条第2項関係)

役職	役職加算
参与	100分の20
事務局長・施設長	100分の15
課長級	100分の10

別表第3(第6条関係)

役職	支給額
参与	給与月額に100分の13を乗じて得た額
事務局長 施設長	給与月額に100分の11を乗じて得た額
課長級	給与月額に100分の9を乗じて得た額

別表第1(第2条関係)

役職	職務の級
<u>参与・事務局長・施設長</u>	<u>5級</u>
<u>主査級</u>	<u>4級</u>
<u>主任主事級</u>	<u>3級</u>
<u>主事級</u>	<u>2級</u>

別表第2(第4条第2項関係)

役職	役職加算
<u>参与</u>	<u>100分の20</u>
<u>事務局長・施設長</u>	<u>100分の15</u>

別表第3(第6条関係)

役職	支給額
<u>参与</u>	<u>給与月額に100分の13を乗じて得た額</u>
<u>事務局長 施設長</u>	<u>給与月額に100分の11を乗じて得た額</u>

議案第10号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部を次のように改める。

<改正理由>

育児休業等に伴う特別休暇の一部改正するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第4(第18条関係)			別表第4(第18条関係)		
項	事由	期間	項	事由	期間
15	職員が生後満2年に達しない子を育てる場合	1日2回おのおの45分(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差引いた期間を越えない期間)	15	職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回おのおの <u>30分</u>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程の一部を次のように改正する。

<改正理由>

組織改編等に伴い規程の一部を改正するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨) 第1条 〔略〕</p> <p>(組織) 第2条 事務局に次の部、課、班、センター等及び区事務所（以下「課等」という。）を設ける。</p> <p>総務部～地域福祉部 〔略〕 生活支援部 総合相談センター 権利擁護班</p> <p>総合相談・貸付班</p> <p><u>生活自立支援センター</u> <u>中央生活自立支援センター</u> <u>東生活自立支援センター</u> <u>南生活自立支援センター</u></p> <p>(事務分掌) 第3条 前条に規定する部等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部～地域福祉部 〔略〕</p>	<p>(趣旨) 第1条 〔略〕</p> <p>(組織) 第2条 事務局に次の部、課、班、センター等及び区事務所（以下「課等」という。）を設ける。</p> <p>総務部～地域福祉部 〔略〕 生活支援部 総合相談センター 権利擁護班 <b><u>熊本市成年後見支援センター</u></b> 総合相談・貸付班 <b><u>コロナ特例貸付相談支援センター</u></b></p> <p><b>削除</b> <b>削除</b> <b>削除</b> <b>削除</b></p> <p>(事務分掌) 第3条 前条に規定する部等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部～地域福祉部 〔略〕</p>

<p>生活支援部 総合相談センター 権利擁護班</p> <p>(1) 権利擁護事業運営に関する事 こと。 (2) 契約締結審査会の運営に関する事 こと。 (3) 運営適正化委員会の連絡調整に関する 事 こと。 (4) 権利擁護に係わる法律相談に関する事 こと。 (5) 成年後見事業に関する事 こと。 <u>(6) 熊本市成年後見支援センター設置運営 に関する事 こと。</u> <u>(7) その他権利擁護に関する事 こと。</u></p> <p>総合相談・貸付班 〔略〕</p> <p>生活自立支援センター</p> <p>(1) 生活困窮者自立相談支援事業に関する 事 こと。 (2) 生活困窮者家計改善支援事業に関する 事 こと。</p> <p>(職員) 第4条 事務局に次の職員を置く。 (1) 事務局長 (2) 部長・施設長 <u>(3) 課長・区事務所長・総合相談センター長 所長・生活自立支援センター長</u> (4) 主査 (5) 主任主事 (6) 主事 2 前各号に掲げるもののほか、事務局に参与及び 審議員並びに参事を置くことができる。</p> <p>第5条～第8条 〔略〕</p>	<p>生活支援部 総合相談センター 権利擁護班</p> <p>(1) 権利擁護事業運営に関する事 こと。 (2) 契約締結審査会の運営に関する事 こと。 (3) 運営適正化委員会の連絡調整に関する 事 こと。 (4) 権利擁護に係わる法律相談に関する事 こと。 (5) 成年後見事業に関する事 こと。 <b>削除</b></p> <p><b>(6) その他権利擁護に関する事 こと。 熊本市成年後見支援センター (1) 熊本市成年後見支援センター設置運営 に関する事 こと。</b></p> <p>総合相談・貸付班 〔略〕 <b>コロナ特例貸付相談支援センター (1) コロナ特例貸付相談支援センターに関 すること。</b></p> <p><b>削除</b> <b>削除</b> <b>削除</b></p> <p>(職員) 第4条 事務局に次の職員を置く。 (1) 事務局長 (2) 部長・施設長 <b>(3) 課長・区事務所長・総合相談センター長 所長</b> (4) 主査 (5) 主任主事 (6) 主事 2 前各号に掲げるもののほか、事務局に参与及び 審議員並びに参事を置くことができる。</p> <p>第5条～第8条 〔略〕</p>
---	--

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会  
会長 小山 登代子

## 議案第12号

### 法人の設置経営する施設の長及び重要な職員の選任について

#### <提案理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款（平成29年4月1日施行）第35条第3項の規定に基づき、本会が設置経営する養護老人ホーム愉和荘施設長の選任をお願いするもの。

- 1 候補者詳細(当日資料配布予定)
- 2 就任予定日 令和6年4月1日(月)

#### 《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款（平成29年4月1日施行）〔抜粋〕

（事務局及び職員）

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する規程は、理事会において別に定める。

令和6年3月19日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会  
会 長 小山 登代子

議案第13号

役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について

本会が締結する役員等賠償責任保険契約の内容についてご承認をお願いするもの。

<保険内容>

- 1 保険会社 損害保険ジャパン株式会社
- 2 被保険者 本会理事、評議員、監事
- 3 保険の名称 「社協の保険」役員等賠償補償
- 4 保険期間 1年（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- 5 保険料 76,000円
- 6 保険金の支払事由および支払限度額
  - ・支払事由：損害賠償金、弁護士等の訴訟費用、訴訟対応費用、法人調査費用
  - ・支払限度額：1億円（保険期間中上限）

<提案理由>

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（令和3年3月1日）に伴い、改正社会福祉法第45条の22の2の規定（一般社団・財団法人法第118条の3の準用）に基づき、新たな契約や保険内容の更新には理事会の決議が必要となるもの。

《参考資料》

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 [抜粋]

(役員等のために締結される保険契約)

第 118 条の 3

一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が補填することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

令和6年3月19日  
社会福祉法人  
熊本市社会福祉協議会  
会 長 小山 登代子

議案第14号

令和5年度第3回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条及び第14条の規定に基づき、評議員会を招集するもの

開催日時 令和6年3月28日（木） 午後2時00分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出補正予算  
について  
議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業計画について  
議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度会計収入支出予算に  
ついて  
議案第4号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の変更について  
議案第5号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

### 第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

報告第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第28条及び第21条第5項並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職務権限規程第4条に基づき、下記の期間において専決した事項及び職務の執行状況について報告する。

<期間：令和5年3月1日から令和6年2月29日まで>

(1) 専決事項

職員の人事に関すること

- 職員退職の承認 2件
- 職員採用の承認 4件
- 有期雇用嘱託職員退職の承認 16件
- 有期雇用嘱託職員雇用の承認 32件

(2) その他外部会議等への出席状況（書面開催含む）

期日（曜日）	会 議 名 称	場 所
3月7日(火)	熊本県社協 令和4年度第2回理事会	熊本県総合福祉センター
3月17日(金)	市町村社協連合会 令和4年度第2回理事会	熊本県総合福祉センター
5月27日(土)	熊本市保育園連盟保育研究大会	ホテル熊本テルサ
5月28日(日)	スペシャルオリンピックス日本・熊本設立30周年記念式典	熊本城ホール
6月1日(木)	熊本市防災会議	熊本市市民会館
	熊本市国民保護協議会	
6月5日(月)	熊本県社協 令和5年度第1回理事会	KKR ホテル熊本
6月8日(木)	市町村社協連合会 令和5年度第1回理事会	熊本県総合福祉センター
6月26日(月)	熊本県社協 令和5年度第2回理事会	KKR ホテル熊本
7月14日(金)	市町村社協連合会 令和5年度 総 会	KKR ホテル熊本
	市町村社協連合会 令和5年度第2回理事会	
8月7日(月)	熊本市障害者施策推進協議会	熊本市役所
8月27日(日)	熊本市手をつなぐ育成会定期大会	熊本市市民会館
10月23日(月)	熊本市老人クラブ大会	熊本城ホール
11月25日(土)	第48回 熊本市保育園連盟体育祭	パークドーム熊本
11月29日(水)	希望荘運営委員会	希望荘
12月1日(金)	熊本県社協 令和5年度第3回理事会	KKR ホテル熊本
12月12日(火)	全社協 令和5年度第2回評議員会	決議の省略（書面開催）
1月17日(水)	九州ブロック地域福祉研究会議	鹿児島サンロイヤルホテル
1月18日(木)		

報告第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第21条第5項に基づき、下記の期間において職務の執行状況について報告する。

<期間：令和5年3月1日から令和6年2月29日まで>

(1) 専決事項

- 職員の出張命令及びその復命査察 6件
- 臨時職員雇用の承認 8件
- 福祉金庫特別貸付金の決定（5万円を超え10万円以内）

月	R5.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
件数	5	7	2	2	1	1	1
月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	計	
件数	0	0	0	0	0	19	

(2) その他外部会議等への出席状況（オンライン開催含む）

期日（曜日）	会議名称	場所
3月8日(水)	熊本県福祉人材・研修センター運営委員会	オンライン
4月12日(水)	第1回 熊本市外郭団体連絡会	熊本市国際交流会館
4月26日(水)	九州社会福祉協議会連合会地域福祉委員会	ホテルマイステイズ 鹿児島天文館
5月12日(金)	熊本県生活福祉資金貸付審査等運営委員会	熊本県総合福祉センター
5月18日(木)	熊本市社会福祉審議会	熊本市国際交流会館
5月24日(水)	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第1回策定委員会	熊本市中央公民館
5月31日(水)	熊本市人権啓発市民協議会総会	熊本ホテルキャッスル
6月5日(月)	第73回 社会を明るくする運動 熊本市推進委員会 熊本市再犯防止推進連絡会	熊本市教育センター
6月9日(金)	南区校区社協連絡協議会総会	富含公民館
6月14日(金)	希望荘運営委員会	希望荘
6月20日(火)	全社協 政策委員会総会	オンライン
6月30日(金)	熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	熊本市役所
7月4日(火)	第73回 社会を明るくする運動 広報・啓発パレード	サンロード新市街
7月7日(金)	第1回 熊本市生涯学習推進計画策定委員会	熊本市教育センター
7月12日(水)	第2回 熊本市外郭団体連絡会	熊本市現代美術館
7月28日(金)	第2回 熊本市生涯学習推進計画策定委員会	熊本市教育センター

8月29日(火)	熊本市社会教育委員会議	大江公民館
	第3回 熊本市生涯学習推進計画策定委員会	
9月6日(水)	市区町村社協中期経営計画策定セミナー	オンライン
9月14日(木)	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第2回策定委員会	熊本市中央公民館
9月28日(木)	第4回 熊本市生涯学習推進計画策定委員会	熊本市役所
10月1日(日)	赤い羽根共同募金 空の第一便行事	下通りアーケード
10月6日(金)	熊本県生活福祉資金貸付審査等運営委員会	熊本県総合福祉センター
10月17日(火)	熊本市青少年善行表彰選考委員会	熊本市役所
10月18日(水)	熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	熊本市役所
11月15日(水)	第42回 熊本市青少年健全育成大会	熊本市民会館
11月21日(火)	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第3回策定委員会	熊本市中央公民館
11月30日(木)	熊本県福祉人材・研修センター運営委員会	熊本県総合福祉センター
1月25日(木)	第3回 熊本市外郭団体連絡会	熊本市国際交流会館
1月26日(金)	都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議	オンライン
2月7日(水)	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第4回策定委員会	熊本市中央公民館
2月9日(金)	熊本県生活福祉資金貸付審査等運営委員会	熊本県総合福祉センター
2月13日(火)	熊本県社会福祉振興基金運営委員会	熊本県総合福祉センター